

## 佐賀市上下水道局公告第45号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により次のように公告する。

平成29年10月10日

佐賀市上下水道事業管理者 田 中 泰 治

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 総合地震対策事業大島第4汚水幹線①管渠更生外工事
- (2) 工事場所 佐賀市大財四丁目地内
- (3) 予定工期 契約締結の日から平成30年2月28日まで

### 2 工事の概要

管渠更生工一式

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 佐賀市における平成29・30年度入札参加資格審査の結果、土木一式工事の等級が、B級に認定されていること。
  - イ 佐賀市内に本店を有していること。
  - ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。
  - エ ウに規定する技術者が次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。
    - (ア) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、下水道管路管理専門技士（「修繕・改築」部門に限る。）、地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者、一般社団法人日本管路更正工法品質確保協会認定の下水道管路更正管理技士又は公益財団法人日本下水道新技術機構から下水道管渠の更生・修繕技術の工法として建設技術審査証明を取得した工法の認定技術者若しくは技術研修修了者であること。
    - (イ) 過去10年間に元請として竣工した公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた下水道管渠の更生・修繕技術の工法による公共下水道管渠更生工事（共同企業体で受注した工事を含む。）において、主任技術者又は監理技術者の経験を有する者であること。

オ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

(ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置

(イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

カ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市工事成績評定要領（平成28年4月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。

キ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領（平成24年4月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。

(2) 入札参加資格を有する者が、(1)ア及びイに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)ウからキまでに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

#### 4 入札参加申請

電子入札システムにより行うこと。

##### (1) 入札参加申請を行える期間

平成29年10月11日（水）午前9時から平成29年10月18日（水）午後4時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

##### (2) 入札参加申請の必要書類

ア 入札参加資格確認書

イ 配置予定技術者調書及び3(1)エに掲げる要件に該当することを証明する書類等の写し

#### 5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、平成29年10月19日（木）までに電子入札システムにより通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知するものとする。

#### 6 設計図書等の交付場所

入札情報公開システム上

#### 7 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 平成29年10月18日（水）

(2) 質問先 佐賀市上下水道局下水道工務課

ファクシミリ番号 0952-33-1505

(3) 回答方法 平成29年10月19日(木)午後1時から佐賀市上下水道局下水道工務課において公表する。

## 8 入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

## 9 入札を行える期間

平成29年10月20日(金)午前9時から平成29年10月24日(火)午後4時まで(佐賀市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日を除く。)とする。

## 10 工事費内訳明細書の提出

入札参加者は、入札と同時に当該入札に係る工事費内訳明細書を電子入札システムにより提出しなければならない。

## 11 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 平成29年10月26日(木)午前9時30分

(2) 場所 佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局(財務課契約検査係)

## 12 入札保証金

免除

## 13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

## 14 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格は、落札者の決定後に公表する。

(2) この公告に係る入札については、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領(平成29年7月18日施行)を適用し、最低制限価格を設定する。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

## 15 同日落札制限

(1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。

(2) 本案件と同日に開札を行う土木一式工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するものは、本案件の落札者に決定しない。ただし、本案件より先に開札する案件又は本案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業（特定建設工事共同企業体でないものをいう。以下同じ。）の場合

(ア) 当該単体企業

(イ) 当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

#### 1.6 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札について不正行為を行った者

(3) 本工事名とは異なる工事名を記入してある工事費内訳明細書を送付した者

(4) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者

(5) 入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者

(6) 1人で2以上の入札をした者

(7) 本案件と同日に開札を行う土木一式工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するもの。ただし、当該者が落札した案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業の場合

(ア) 当該単体企業

(イ) 当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

#### 1.7 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

(2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

#### 1.8 その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、佐賀

市上下水道局電子入札執行要領（平成24年8月1日施行）、佐賀市における申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（平成28年4月1日施行）、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領及び佐賀市における佐賀市建設工事等に関する入札心得（平成27年6月1日施行）の規定による。

- (2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「総務部契約検査課及び総務部総務法制課情報公開係」とあるのは「上下水道局財務課」と読み替えるものとする。
- (3) 本工事に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- (4) 本工事に係る契約を締結した者が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している佐賀市が発注した工事を請け負っている場合で、当該工事と本工事の現場代理人又は専任の主任技術者の兼任を行うときは、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。

(5) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局財務課契約検査係

電話 0952-33-1331

イ 工事の概要に関すること。

佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局下水道工務課整備二係

電話 0952-34-5033